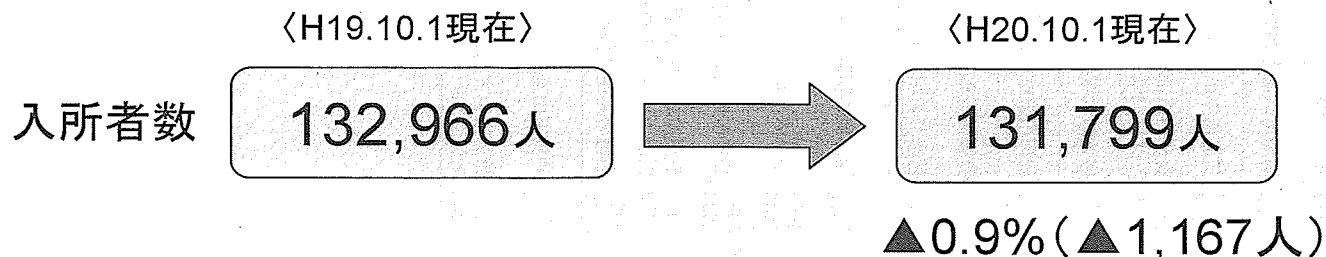


施設入所者の地域生活への移行に関する状況について①

速報値

※2,450施設からの回答を集計(回収率約91%)

1 入所者の推移



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所更生施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設

2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計	新規入所者
▲4,754人 (50.9%)	▲1,164人 (12.5%)	▲350人 (3.7%)	▲42人 (0.4%)	▲1,457人 (15.6%)	▲1,568人 (16.8%)	▲9,335人	8,168人

(2) 地域生活への移行状況

〈H19.10.1→H20.10.1〉

地域生活へ移行した者

4,754人

3.6% (H19.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅(①)	公営住宅(②)	家庭復帰(①②を除く)	その他
1,557人(32.8%)	595人(12.5%)	107人(2.3%)	43人(0.9%)	734人(15.4%)	97人(2.0%)	1,525人(32.1%)	96人(2.0%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について②

速報値

※2. 450施設からの回答を集計(回収率約91%)

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
581人 (12.2%)	33人 (0.7%)	128人 (2.7%)	267人 (5.6%)	38人 (0.8%)	641人 (13.5%)	397人 (8.4%)	316人 (6.6%)
地域活動支援 センター	一般就労	能力開発校	能力開発校 以外の学校	精神科 デイケア等	その他の活動	未定	不明
144人 (3.0%)	567人 (11.9%)	15人 (0.3%)	36人 (0.8%)	438人 (9.2%)	356人 (7.5%)	400人 (8.4%)	397人 (8.4%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,149人(38.6%)	1,596人(19.5%)	69人(0.8%)	12人(0.1%)	2,852人(34.9%)	490人(6.0%)	8,168人

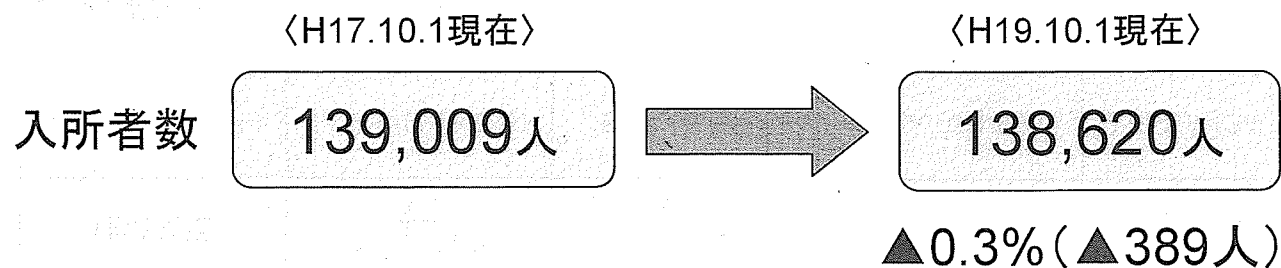
(2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅(①)	公営住宅(②)	家庭(①②を除く)	その他
159人(5.0%)	94人(3.0%)	12人(0.4%)	22人(0.7%)	563(17.9%)	43人(1.4%)	2,133(67.7%)	123人(3.9%)

【参考（前回調査：H17.10.1～H19.10.1）】

※2. 586施設からの回答を集計（回収率約92%）

1 入所者の推移



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所更生施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設
- ※(6)及び(7)は、地域生活移行者として障害福祉計画に計上した場合。

2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計	新規入所者
▲9,344人 (49.3%)	▲2,967人 (15.7%)	▲662人 (3.5%)	▲90人 (0.5%)	▲2,474人 (13.1%)	▲3,408人 (18.0%)	▲18,945人	18,556人

(2) 地域生活への移行状況

〈H17.10.1→H19.10.1〉

地域生活へ移行した者

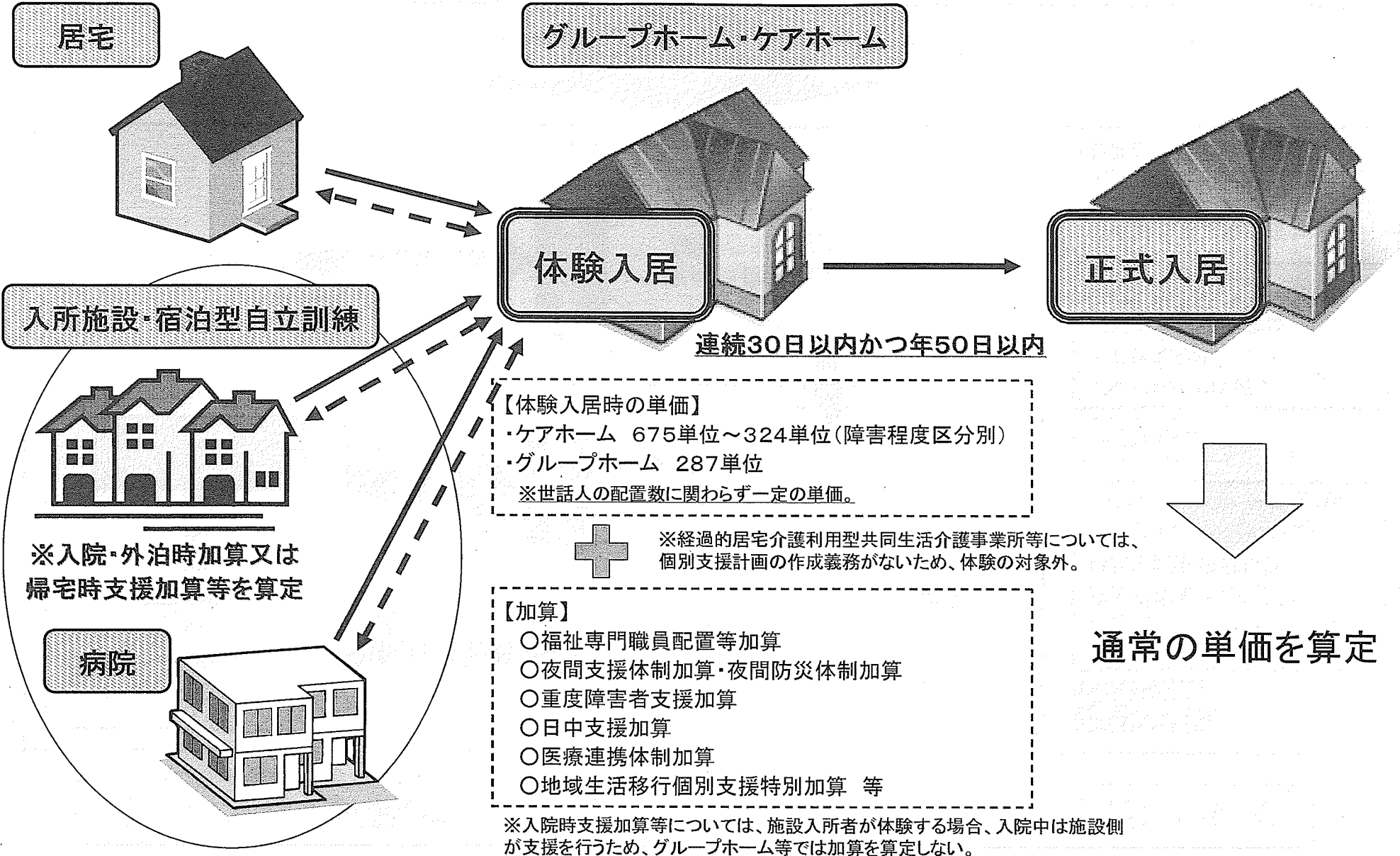
9,344人

6.7% (H17.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

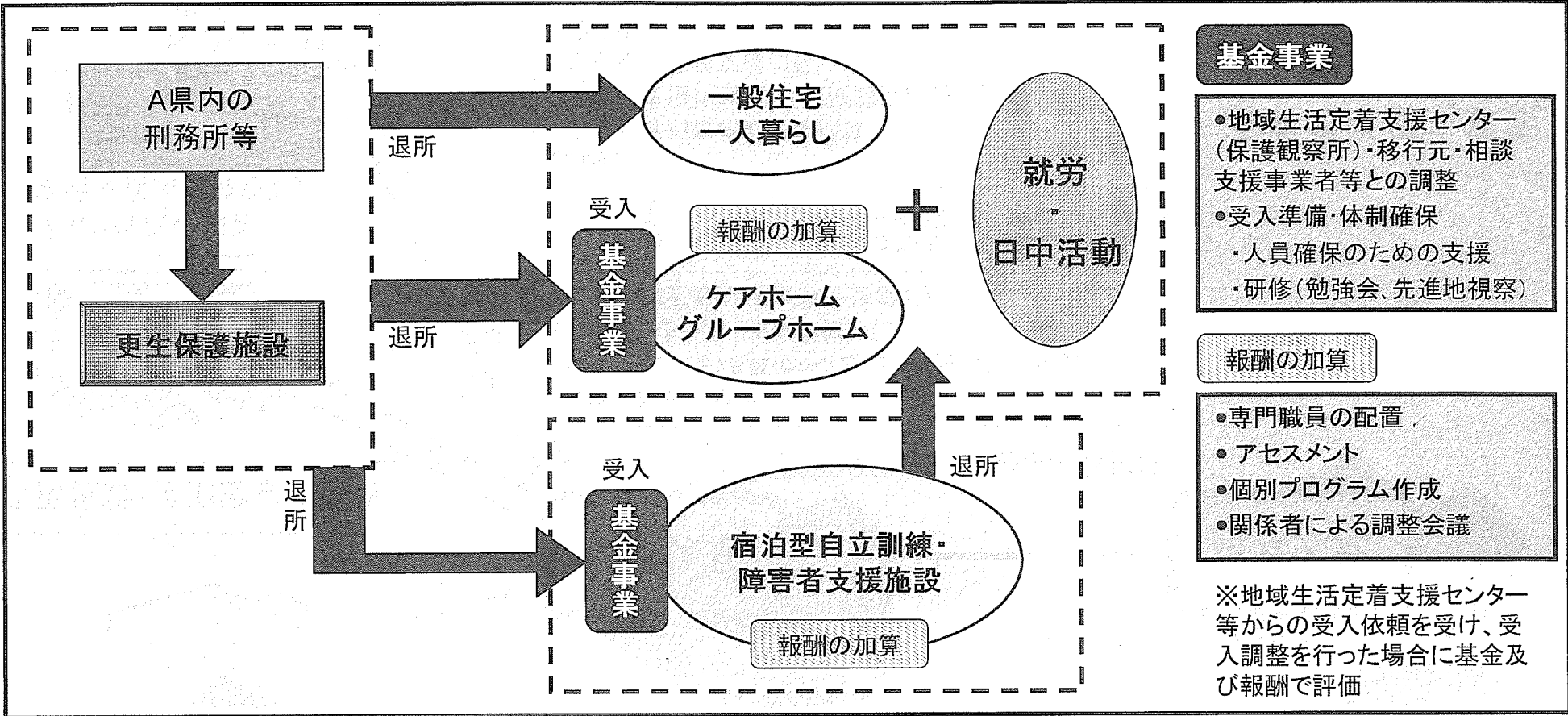
共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅	公営住宅	自宅(家庭復帰)	その他
2270人(24.3%)	1661人(17.8%)	195人(2.1%)	112人(1.2%)	1072人(11.5%)	190人(2.0%)	3642人(39.0%)	202人(2.2%)

グループホーム・ケアホームの体験入居



— 二 —

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行について



宿泊型自立訓練への移行イメージ(例)

旧体系

新体系(平成21年4月改正後)

知的障害者
通勤寮

夜間

宿泊型自立訓練



通勤者生活支援加算

地域移行支援体制強化加算

※この他各種加算の算定が可能

日中

一般就労

就労継続支援(A型・B型)

※日中は外部の事業所等を利用

精神障害者
生活訓練施設

夜間

宿泊型自立訓練



地域移行支援体制強化加算

※昼夜同一事業所での利用が可能

※この他各種加算の算定が可能

日中

自立訓練(生活訓練)

就労移行支援

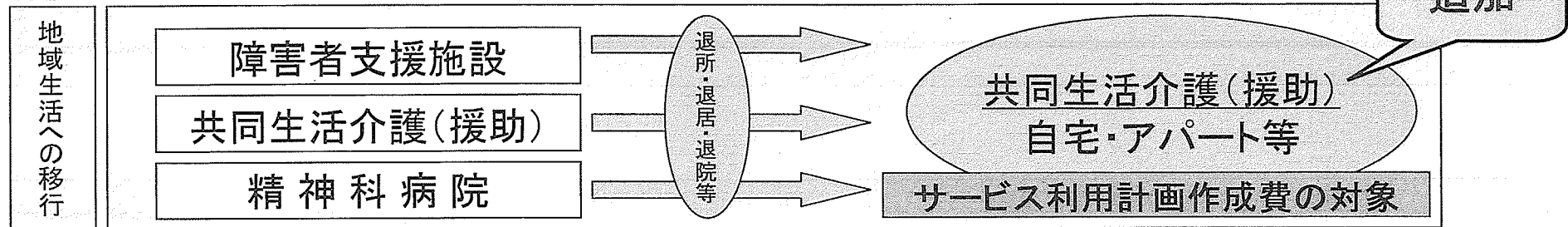
※移行の例であり、他にも様々な移行形態がありうる。

サービス利用計画作成費の支給対象の例示（平成21年4月～）

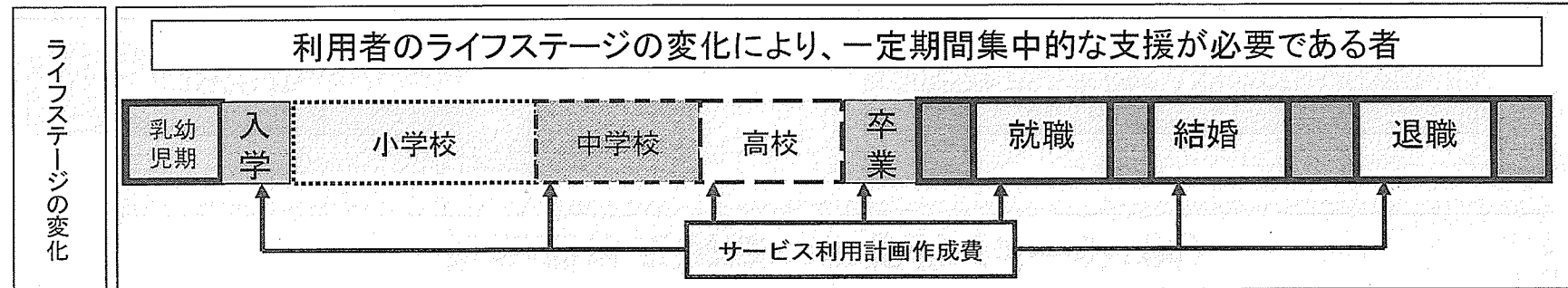
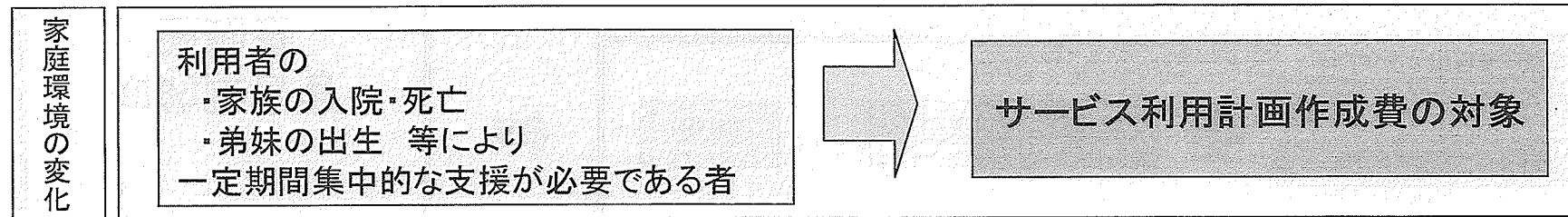
1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者。
2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。
3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

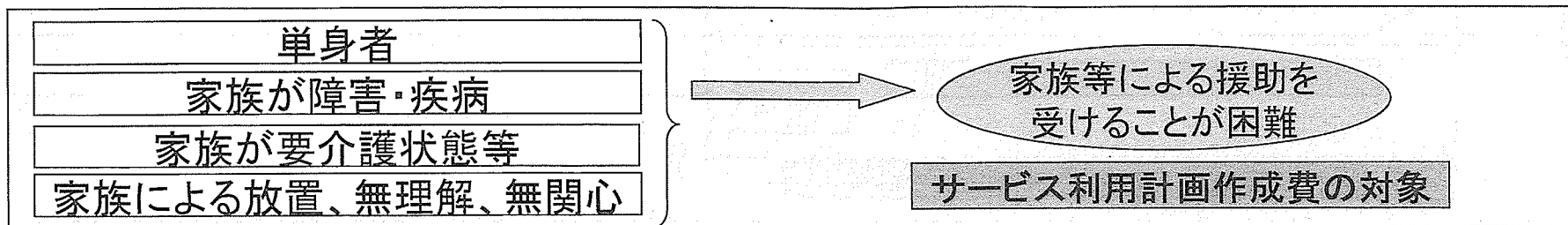
(1) 住環境の変化



(2) 生活環境の変化



2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者



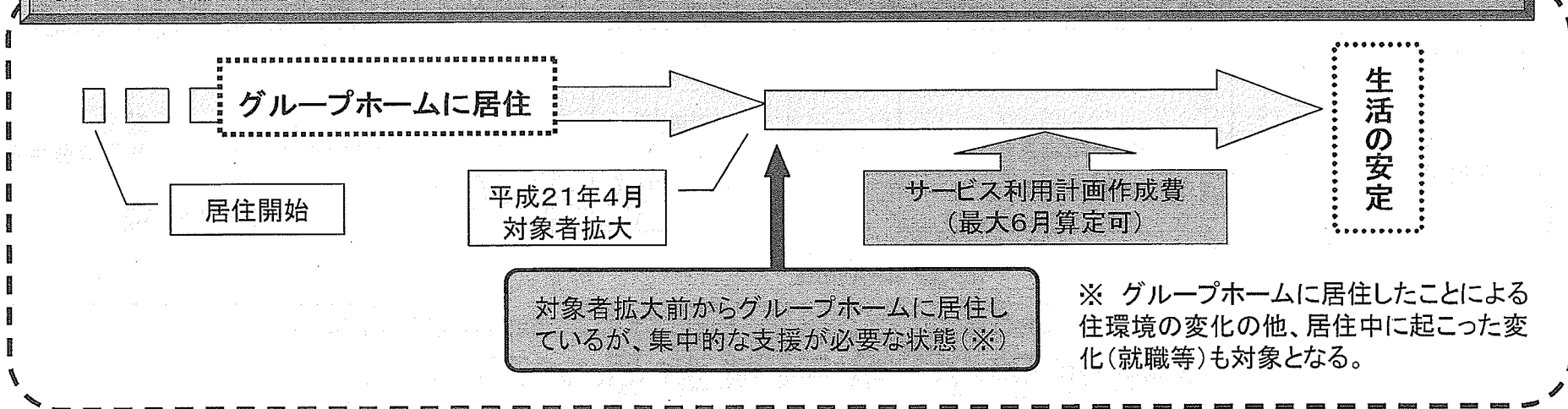
3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

重度障害者等包括支援の対象者

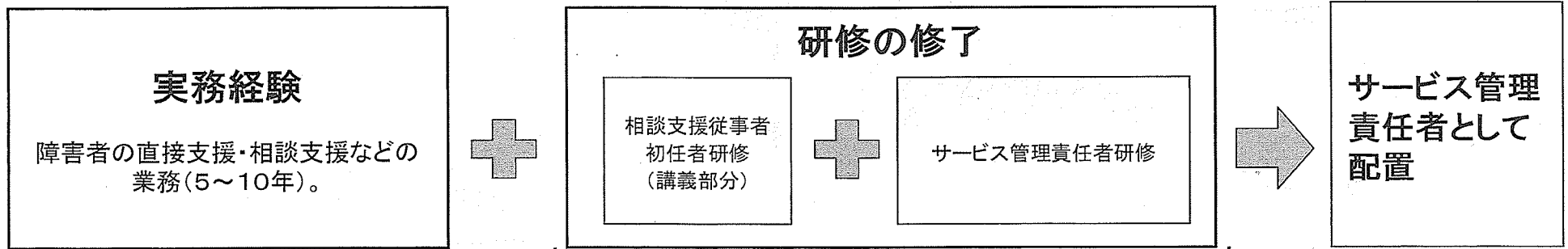
類型	状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 最重度知的障害者	I類型 ・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等 II類型 ・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III類型	・強度行動障害 等

サービス利用計画作成費の対象
 ※重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者は対象外

拡充時点で、共同生活介護(援助)を利用している場合【規則第32条の2第1号に該当】



「サービス管理責任者」の経過措置



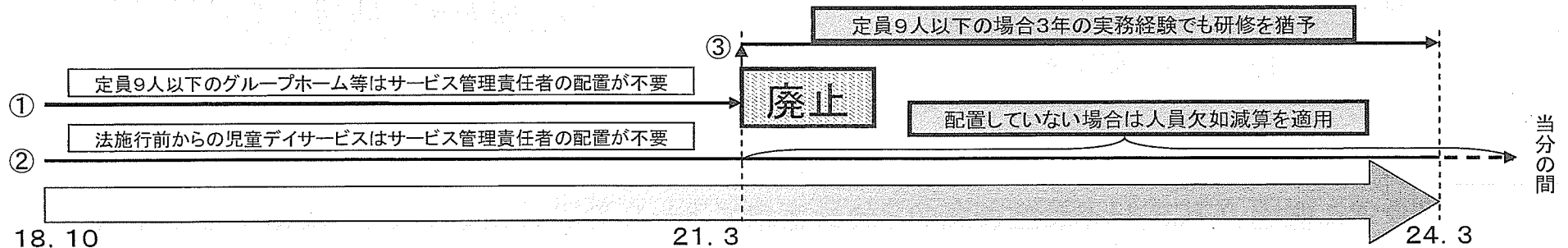
※ 法施行前からグループホーム、ケアホーム、児童デイサービスを実施していた事業者は、例外として、3年以上の実務経験をもってサービス管理責任者として配置できる。

経過措置 平成18年10月～平成21年3月 → 平成24年3月まで延長

実務経験の要件を満たしていれば、経過措置期間中に研修を修了することを条件として、研修を修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。

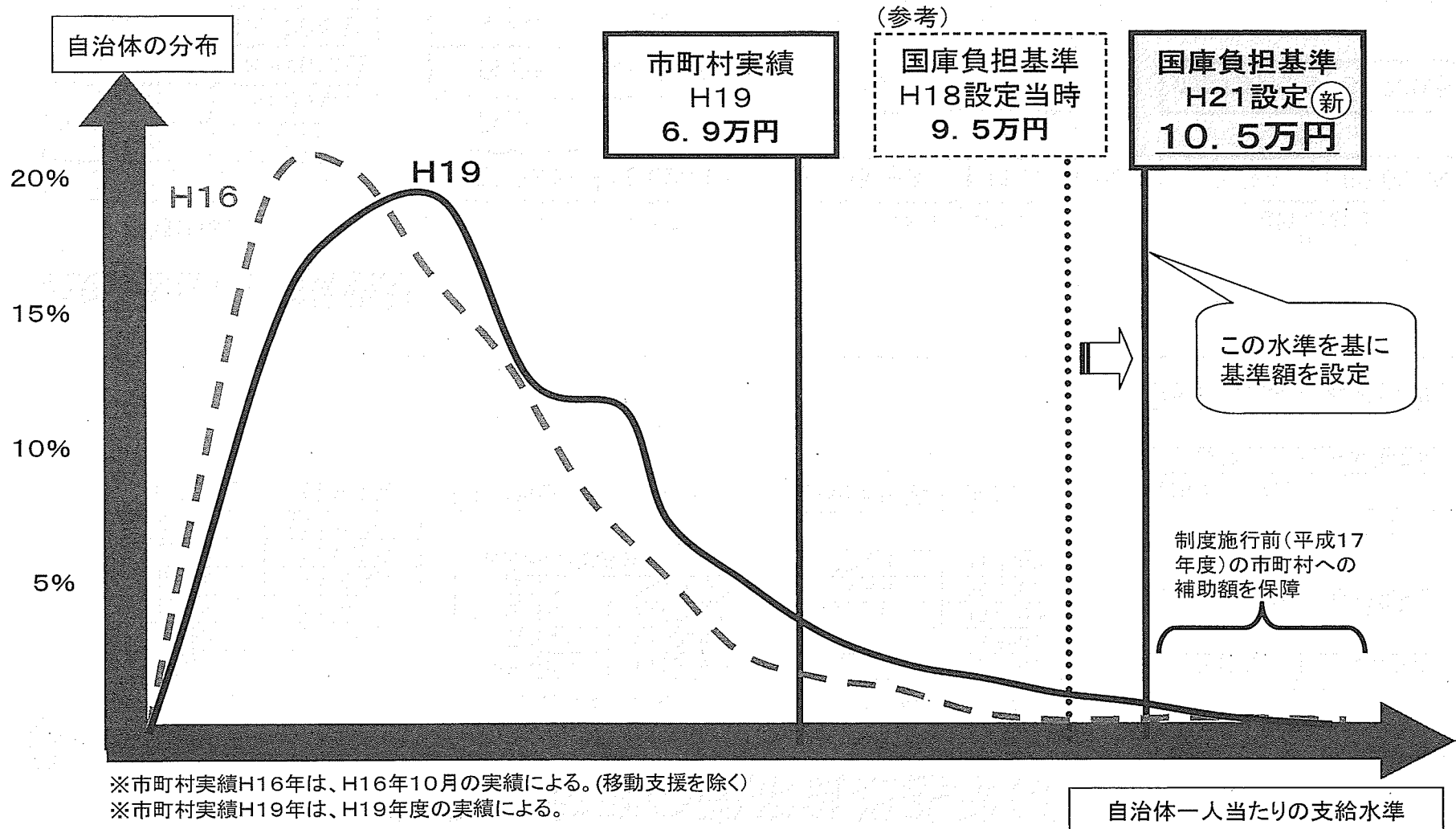
【その他の経過措置】

- ① 事業所定員9人以下のグループホーム、ケアホームについては、平成21年3月までサービス管理責任者を置かないことができる。→ (廃止)
- ② 法施行前から存在する児童デイサービス事業所については、当分の間、サービス管理責任者を置かないことができる。→ (継続+減算)
- ③ 定員9人以下のグループホーム、ケアホームであって、例外的に3年以上の実務経験で配置されるサービス管理責任者については、平成24年3月までに研修を修了することとする。→ (新規)



平成21年度国庫負担基準の設定水準

- 平成21年度の国庫負担基準の設定に当たっては、平成19年度実績を踏まえ、全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるように水準を設定。
 (国庫負担基準の一人当たりの水準：平成18年度 95,000円 → 平成21年度 105,000円)



平成21年度の国庫負担基準(案)

現行の基準

居宅介護対象者

区分1	2,290単位
区分2	2,910単位
区分3	4,310単位
区分4	8,110単位
区分5	12,940単位
区分6	18,680単位
障害児	7,280単位

重度訪問介護対象者

区分3※	15,220単位
区分4	19,020単位
区分5	23,850単位
区分6	29,590単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者	10,910単位
---------	----------

行動援護対象者

区分3	10,780単位
区分4	14,580単位
区分5	19,410単位
区分6	25,150単位
障害児	13,750単位

介護保険対象者	6,470単位
---------	---------

重度障害者等
包括支援対象者

区分6	45,500単位
-----	----------

介護保険対象者	26,820単位
---------	----------

重度障害者等包括支援対象者で、
居宅介護、行動援護又は重度訪問
介護を利用する者

区分6	44,650単位
-----	----------

介護保険対象者	25,970単位
---------	----------

平成21年度国庫負担基準(案)

居宅介護対象者

区分1	2,370単位
区分2	3,050単位
区分3	4,500単位
区分4	8,440単位
区分5	13,500単位
区分6	19,450単位
障害児	7,590単位

重度訪問介護対象者

区分3※	18,020単位
区分4	22,540単位
区分5	28,270単位
区分6	40,030単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者	12,310単位
---------	----------

行動援護対象者

区分3	11,250単位
区分4	15,190単位
区分5	20,180単位
区分6	26,210単位
障害児	14,310単位

介護保険対象者	6,750単位
---------	---------

重度障害者等
包括支援対象者

区分6	80,000単位
-----	----------

介護保険対象者	31,760単位
---------	----------

重度障害者等包括支援対象者で、
居宅介護、行動援護又は重度訪問
介護を利用する者

区分6	58,040単位
-----	----------

介護保険対象者	29,350単位
---------	----------

(注) 各区分の国庫負担基準額(一人当たり月額)は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たり単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

国庫負担基準に係る運用等について

1. 国庫負担基準の区分間合算

すべての訪問系サービスに係る障害程度区分の基準額を合算して適用する。

2. 従前額保障

国庫負担基準の区分間合算を適用した後の国庫負担基準額と比較し、従前の補助実績(平成17年度)の方が高い自治体については、従前の補助実績に基づき国庫負担を行う。

3. 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」による財政支援

ア 目的

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が一定以上の市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

- a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超える場合
- b 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

(イ) 助成する額の範囲についてaに掲げる人数にbの額を乗じた金額の一定割合とする。

- a 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合(10%程度)を乗じて得た数を控除した数
- b 重度訪問介護の障害程度区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度

(計算例)

A市の訪問系サービス利用者数: 1,000人
 うち、重度訪問介護利用者数: 120人(1,000人の10%に当たる100人以上に該当)
 補助対象人数
 $120人 - 100人 = 20人$
 補助額
 $20人 \times 8.5万円 \times 12月 \times 1/2 = 10,200千円$

重度訪問介護の国庫負担基準(平成21年度)

区分4	区分5	区分6
23万円	28万円	40万円

区分が1つ上がった時の平均間差8.5万円

4. 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」による財政支援

次に掲げる要件を満たす市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く)に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。

- ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となることがなお超過額のある市町村(地域生活支援事業の補助対象市町村にあつては、地域生活支援事業による補助を優先適用する。)

○ 助成額

当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、都道府県が必要と認める額を助成額とする。

ただし、次に掲げる市においては、次に掲げる金額の範囲内で都道府県が必要と認める額を助成額とする。

① 人口30万人以上の市

「当該年度の国庫負担基準額に50%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して、いずれか低い方の額

② 人口10万人以上30万人未満の市

「当該年度の国庫負担基準額に100%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して、いずれか低い方の額

※1 重度訪問介護利用者の割合が10%超を超える市町村にあつては、地域生活支援事業の補助対象市町村になることから、地域生活支援事業による補助を優先適用する。

※2 事業実施年度：平成21年度から平成23年度。

指定行動援護事業所におけるサービス提供責任者の資格要件にかかる経過措置の延長について

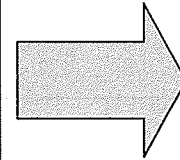
○サービス提供責任者

資格
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修修了者 ・ヘルパー1級 ・ヘルパー2級+3年以上の実務経験 ・行動援護従業者養成研修修了者

+

実務経験年数	
現行	軽減措置
知的又は精神障害に関する実務経験 5年	行動援護従業者養成研修(20時間) + 知的又は精神障害に関する実務経験 3年

※ ヘルパー2級における実務経験(3年以上)のうちの知的又は精神障害に関する実務経験を含めて差し支えない。



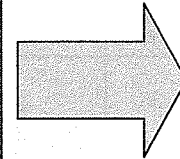
平成21年度以降の取扱い
経過措置期間を、平成24年3月31日まで延長する。

○ヘルパー

資格
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修修了者 ・ヘルパー1級 ・ヘルパー2級 ・行動援護従業者養成研修修了者

+

実務経験年数	
現行	軽減措置
知的又は精神障害に関する実務経験 2年	行動援護従業者養成研修(20時間) + 知的又は精神障害に関する実務経験 1年 ※ 報酬30%減算。



平成21年度以降の取扱い
引き続き、「当面の間」の措置とする。